

# 第 1 6 回総務経済常任委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和 4 年 2 月 4 日（金曜）		1 3 時 3 0 分 開会
	休憩 13:33-34 13:36-37 13:56-57 14:27-34 14:38-50 14:55-56 15:22-23 15:52-16:00		
	1 6 時 0 6 分 閉会		
	休憩時間：0 時間 3 2 分		会議時間：2 時間 0 4 分
会議場所	役場 3 階 委員会室<オンライン出席者 (O) >		
出席委員 氏 名	委員長 鈴木 健充	委員 中村 和宏	
	副委員長 中田智恵子	委員 寺町 平一	
	委員 梶澤 幸治	委員 広瀬重雄 (O)	
	委員 立川美穂 (O)		議長 早苗 豊 (O)
説明員	農林課長 我妻修一	同課長補佐 中村宗紀	魅力創造課参事 小林徳昭
	同課長補佐 佐々木博史	同工業労政係長 安田久美	
	同農業振興係 森 敏也	都市経営課長 佐藤季之	
	商工労政課長 仲野裕司	同都市経営係長 齋藤 錦	
参考人			
欠席委員 氏 名			
事務局職員	事務局長 安田敦史	総務係長 佐藤史彦	

『会議に付した事件と会議結果など』

## 1 開 会

委員長が開会を告げ、当委員会はオンライン会議（議会委員会条例第 1 3 条の 2）である旨を説明し、オンライン出席委員（広瀬・立川委員）及び議長のオンライン出席を報告した後、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

## 2 議 件

### (1) 調査事項

- ア てん菜作付奨励総合対策事業について 資料 1
- イ 商工労政課令和 4 年度事業について 資料 2
- ウ 地域集会施設再整備について

- ・委員長：お諮りする。魅力創造課より「メムロスキー場第 1 リフト A 線停止の件について」報告の申し出があったので、これを認めたい。異議ないか。
- ・（異議なし）
- ・委員長：異議なしと認め、報告を受ける。

<追加報告事項「メムロスキー場第 1 リフト A 線停止の件について」>

- ・魅力創造課参事：メモロスキー場第1リフトA線停止の件について報告をする。

去る1月23日10時20分頃、メモロスキー場第1リフトA線（Bコース側）の山頂でリフト利用者が降りる際に転倒したことから、リフトを非常停止させ、安全を確認の上再稼働しようとしたところ、メーター・リレーの保安表示が点滅したまま、運転できない状態になったものである。

その後、何度か復旧を試みるも、全く運転できない状態が続いたことから、10時30分に電気トラブルによる運転停止のため、復旧に時間を要することから、救助作業を行う旨をリフトの乗客に伝え、「特殊索道運転取扱細則」及び「特殊索道救助作業要領」に基づき、10時40分に山頂、中間、山麓の3班体制で救助用具を用いた救助作業を開始した。

同時進行で電気機器の復旧作業を進めたところ、11時10分に電気機器の復旧が完了したことから、救助用具を用いた救助作業を中止し、リフトを山頂まで運行させて、乗客を救助したものである。

なお、第1リフトA線の搬器の数は101台で、当時の乗客は約60名。救助用具を用いた救助人数は20名、リフトを運行させての救助は40名で、今回のリフト停止によるけが人や体調不良を訴える方はいない旨の報告を指定管理事業者から受けている。

リフト停止の原因については、山麓運転室の分電盤内に設置している電流を測定する「メーター・リレー」に電気信号を出力し、保安を指示するリレーが老朽化により誤作動を起こしたものと判明したことから、再発防止策として、各リレー（同種部品）の交換を実施した上で、翌日から運行を再開している。

なお、本案件は北海道運輸局（帯広運輸支局）に報告を行い、インシデント（重大な事件に至る危険な状況）や索道事故にはあたらないとの見解に基づき、口頭での報告のみとなっていることを申し添える。

今回のメモロスキー場第1リフトA線停止に関し、運営する指定管理事業者に対しては、リフト試運転時の動作確認を再度徹底する旨を口頭指示するとともに、町としてもリフト機器の老朽化は、スキー場運営を継続する上での重大な課題であると認識していることから、機械関連の更新など、再発防止に向けた取り組みを進めていく。以上、報告とする。

- ・委員長：以上で報告を終わる。

#### ア てん菜作付奨励総合対策事業について 資料1

- ・農林課長：事業概要説明。資料説明は担当課長補佐からの旨説明。
- ・課長補佐：資料説明＜令和4～7年度を期間とする当該事業案について、昨年12月1日開催の総務文教常任委員会で説明した後、変更した内容（てん菜作付拡大助成及び新規作付助成の削除等）を説明＞
- ・委員長：質疑はないか？
- ・寺町委員：前回の委員会説明後今日に至るまで、今件について、国会での審議にも変化があると認識している。私は、てん菜作付拡大については、国は消極的な姿勢だと解しているが、町としてはどちらの方向に進もうとしているのか？

- ・課長：関係機関との協議では、てん菜の生産を増やしていく方向性に進むということは、輪作体系を維持する前提として課題が多いという共通認識である。総じて言えば、てん菜の作付規模は、現状維持が目標となっている。
- ・梶澤委員：米などの転作奨励金との比較検討は？
- ・課長：反当たりの単価は（米への転作に）魅力があるという見方もある。ただし、その要件は様々であり、トータル的に制度全体の説明をしっかりとしていきたい。
- ・梶澤委員：輪作体系の確立が命題であるのであれば、町として農協と強固に連携し、生産者に対して指導、情報発信を徹底していただきたい。
- ・課長：ご意見のとおりと解する。いっそうの連携強化を図り、町の農業政策の理念を伝えて安定的な農業振興に努めたい。
- ・委員長：他に意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で、調査事項「ア」を終了する。

#### イ 商工労政課令和4年度事業について 資料2

- ・商工労政課長：事業概要説明。資料説明は担当係長からの旨を告げる。
- ・課長補佐：資料説明（「元気な商店街づくり支援事業」「町内消費喚起事業（Mカード行政連携）」「新型コロナウイルス対策商工業支援事業」説明）
- ・委員長：意見・質疑はないか？
- ・立川委員：Mカード事業の財源は？
- ・課長：臨時交付金である。
- ・立川委員：現在も20%付与されている。事業効果の分析は？
- ・課長：カード所有者6,109人。決済総額は3,700万円。決済時における事業者の不慣れ感等の意見は課題の一つとして認識している。事業の改善と充実に向けて、引き続き、関係機関と連携し取り組む。
- ・梶澤委員：小規模事業者持続化補助金について、課税事業者と免税事業者の割合は？
- ・課長：手元に数字は把握していない。
- ・梶澤委員：インボイス発行事業の対象見込みは？
- ・課長：制度の詳細は、国からまだ示されていないものである。
- ・梶澤委員：プレミアム商品券の発行予定は9月。時期の選定理由は？
- ・課長補佐：コロナの影響を加味すると、経済支援として年度早期の実施も選択肢の一つと考えるが、事業の全体スケジュールとしては、複数事業を組み合わせることで1年を通じた住民への還元を努めたい。
- ・梶澤委員：高齢者にとっては、スマホ等の利用ができない。ゆえに、キャッシュレス決済は利用が少ない。多様な年代の活用が期待できるプレミアム商品券発行事業は、年度明け早々の検討も期待するところであるがいかがか？
- ・課長：プレミアム商品券は、発行までに諸手続が必要であり、一定の時間を要する背景があることも御理解いただきたい。
- ・梶澤委員：キャッシュレス決済の実績は？
- ・課長：3社全体で1億1200万円。PayPayが2分の1。他2者が4分の1。

- ・梶澤委員：3社が2か月ずつのリレーではなく、すべて6か月とはならないか？
- ・課長補佐：事業者の立場になると、3社の輻輳は事務処理が煩雑となるため、今回の手法にした。
- ・寺町委員：クレジットカードとMカードとの関係は？両方のポイントが付与されることにはならないのか？
- ・課長補佐：事業者の立場になると二重の手数料が発生することから、片方のポイントとなったものと思われる。
- ・寺町委員：この取扱いは町共通のものか？
- ・課長：あくまでも個店の経営判断と思われる。町から指示、指導しているものではない。
- ・立川委員：販売促進費補助金について、回数上限はないか？
- ・課長補佐：別項目であれば対象とする予定である。
- ・立川委員：より有効な事業効果を目指して、事業実施前の制度周知に係るセミナー等の予定は？
- ・課長：詳細の制度設計は今後となるが、新たなセミナー等の予定はしていない。現在であっても、当該事業関連のアドバイスは、会員であれば商工会に相談となり、非会員であれば商工会加入の促進を期待するものである。
- ・委員長：他に質疑はないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：以上で、調査事項「イ」を終了する。

#### ウ 地域集会施設再整備について

- ・委員長：この調査事項については、継続調査であり、既に担当課の説明、質疑を行い、自由討議などで論点整理を行っている。そのため、本日は、それらを踏まえて、再度確認しておきたい事項、新たに確認が必要な事項について、委員からの質疑を行う。質疑はないか？
- ・中村委員：地域集会施設の再整備は、「芽室町地域集会施設再整備計画」だけではなく、「第5期芽室町総合計画」、「中期財政計画」、「芽室町公共施設等総合管理計画」などの計画にも基づいて進めているという認識でよろしいか確認したい。
- ・都市経営課長：お見込みのとおりである。
- ・中村委員：先の委員会から農村地域の施設整備について、議論がなされている。再整備計画に記載があるように、地域合意を整えて進めていることは理解している。今回の地域協議にあたって、総床面積やコストの縮減など、町の計画内容や方針はしっかり示し、できること、できないことなど取捨選択しながら協議が進められた、また町の考え方についても地域に理解が得られたと考えているか。
- ・都市経営課長：資料の追加提出をお諮りしたい。
- ・委員長：追加資料の提供について、異議ないか？
- ・(異議なし)
- ・都市経営係長：資料説明(上伏古地域における現況公共施設の配置と面積及び活用状況等の説明)

- ・都市経営係長：資料説明に続いて質疑にお答えする。「総合管理計画」、「地域集会施設再整備計画」は説明し、総床面積の圧縮により今後の維持管理コストも圧縮していく方針であることを示している。

地域集会施設再整備計画で改修、改築、新築の順としているのは、改修とする場合は、既存施設の解体、改修元の施設の解体費が1棟分で納まる、少なからず既存部分を使うことでコスト圧縮にもつながることであり、新生、北伏古での実績があり、改修は財政的メリットがあることも話している。

当初277.32㎡の現センターの圧縮で地域と協議したが、地域体育館でもコミュニティ活動、健康増進活動、子供会活動などが行われていることからの地域からの提示があった。第15回総務経済常任委員会の資料で再整備の施設整備の考え方で示した地域集会施設再整備計画に位置付けする再整備の基本方針と合致する使い方が、公共施設として運用している施設で行われていることから、規模算定の基礎としたものである。

町が地域に管理を委託している施設は、生活改善センター277.32㎡、地域体育館224.07㎡計501.39㎡を326.44㎡に圧縮することの理解を得て、地域協議を整えたもの。なお、上伏古地区再整備に関連し、最終的に除却及び改修対象とする施設の総面積は965.34㎡の予定である。

- ・中田委員：本件については、縮減する計画にもかかわらず面積が増加し、これまで実施してきた再整備の費用と比較しても大幅な増加というところが議論の端緒とはなかったが、既存の集会施設ではない体育館を面積参入したことが全ての始まりと考える。複合的な整備という答弁もあったが、これまでに整備した施設で、このような手法で体育館に限らず、別の施設も面積参入させる地域要望や実際に行った例はあるのか。

- ・都市経営係長：先の答弁と関連するが、地域体育館については、名称こそ体育館としているが、これまで使用されてきていることから現存し、また、使用実態が地域集会施設に位置付ける5つの施設機能と合致していることから、体育館機能と地域集会施設機能の複合ではなく、地域集会機能の2棟分を1つに集約する考えである。

これまでの再整備してきている地域のうち、公共施設として、地域体育館や研修施設が現存する地域はありました。いずれの地区も地域協議の中で、その施設とは切り離して検討することや、地域集会施設に大規模な施設は要望しないことで地域協議を終えていることから、結果として、単独の地域集会施設の再整備のみを行ってきた。

- ・中田委員：再整備計画には「農村地域の施設整備にあたっては、地域集会施設単体の存廃、近隣施設の統廃合、他の複数の公共施設と複合的な整備を基本に、地域合意が整ったところから整備に着手する。」とある。「健康増進機能を考慮して体育施設との複合的な整備を行う」との説明もあったが、複合的な整備の解釈としては、保育所や店舗など別の施設との複合化など、互いの機能を維持したうえでコンパクトにするという意味と捉えてきた。今回のケースでは体育館機能は維持されていると考えているか。また、複合の認識に対するこれまでの説明に誤りがあるのか。議会の認識に誤りがあるのか伺いたい。

- 都市経営係長：体育館機能は、運動機能として残すということではなく、5つの機能であるコミュニティ機能等として再整備するものです。ミニバレーを行う体育館機能を求める意見もありましたが、体育館仕様とするものではなく、5つの機能を満たす空間整備となることで協議を終えている。
- 中田委員：特に、長期的な計画は、社会情勢やニーズに応じて変更していくことも必要と考える。また、解釈が変わっていく場合もあるとは思う。本件については、これまでの整備計画の考え方や複合化の解釈に変更・修正を加えていかなければ理解を得られないのではないかと感じる。今後、再整備計画の改正や解釈変更の説明を行っていく考えはあるか。
- 都市経営課長：現計画は平成29年に策定したものであり、その後、今日まで再整備を進めてきている。今後も計画を推進していく考えですが、これまでの経過や社会情勢やニーズを捉え、計画を点検、検証し、地域集会施設の再整備計画の見直しが必要となる場合については、見直しを行う考えです。
- 中村委員：整備にあたって、地域ごとの事情や特徴を踏まえて協議していることは理解しているが、地域間で大きな違いがあると不公平感が生じるという懸念がある。これまで整備してきた地域、これから整備する地域においても比較される可能性がある。今後の町の地域協議においても、難しい状況になることを危惧している。今回の施設をこのまま進めるとしても、共通の方針である整備計画等のどの部分に位置付けているから、という誰にも明確な根拠を整理して進めることが可能だと考えるがいかがか。
- 都市経営課長：先の答弁のとおり、計画については、基本的な軸は残しつつ点検、検証は行っていく考えである。総合管理計画では、面積、コストの圧縮は念頭に置きつつ、地域の方が使っていただくことが、地域集会施設の本旨であり、その点を留意し、施設整備を今後も行っていく。

ただし、地域の要望を単に受け入れていくわけではなく、町全体の均衡も踏まえ、これまでの地域での施設の使い方、今後の見込み、使い方や管理運営の仕方など、地域ごとに異なるニーズと課題があるので、これまで同様、地域の方との丁寧な地域協議により地域の方に使っていただける施設整備を進めていく。

なお、先の本委員会では、2月に事業費についての議会提案を行いたい旨の説明をしているが、本日の議論も踏まえまして、提案時期については再度検討したいと考える。
- 梶澤委員：今回提示の考え方を、町は、整備済の地域にも説明できる考えと捉えて良いか？
- 都市経営係長：体育館が存在する地区の実績としては、雄馬別と毛根がある。それぞれの地域からの要望や事情を尊重して、整備に反映してきている。
- 都市経営課長：整備にあたっての基本姿勢として、地域協議で合意を得た面積で事業を進めて行きたい。
- 梶澤委員：これまで整備してきた地域集会施設と、今後まだ数年にわたり続く施設整備に整合性を図ることが必須と考える。これまでの間、町は、一貫した説明で整備をしてきた。その際に地域要望が叶わなく不満を持つ住民もいたが、1年1年の事業

実績を積み上げて、少しずつ理解を得て今日に至る。上伏古の協議経過では、令和2年6月に面積決定の足跡が残されている。このプロセスは、他の地域との協議手順にかい離はないと考えるか？

- ・都市経営課長：地域によっては、既存施設と比較し、面積が大きくなることもあるが、基本的考え方としては全町統一していると捉えている。
- ・委員長：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で、調査事項「ウ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「ア」について自由討議はないか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：調査事項「ア」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「イ」について自由討議はないか？  
（意見なし）
- ・委員長：調査事項「イ」を終了する。
  
- ・委員長：調査事項「ウ」について自由討議はないか？
- ・梶澤委員：本日の町の答弁は、これまでと同様と考える。私は、上伏古地域の施設整備の是非を主張しているわけではなく、全町に及ぶ住民に密接な機能（地域集会施設）については、明確な共通の基準により公平・公正な施策が展開されることを期待するものである。そのことから、提言書の提出を提案する。
- ・中村委員：委員会として、かなりの時間をかけて調査してきた案件である。今回、大きな論点整理もできたものと思われる。提言書を否定するものではないが、現時点では、事業の進捗を注視していくことが適当と考える。
- ・立川委員：梶澤委員の意見に賛同する。これまでの委員会としての調査活動の成果として、明確な姿勢を町に示すことが、今後の調査活動の大きな指針となり、双方（議会・町）にとって、新たな町の施策の取組みに向かう共通目標となることから、提言書は有効な手法として手交すべきと考える。
- ・梶澤委員：私は、今このタイミングが提言すべき適時だと考える。町も計画策定後、一定年数を経て、再整備計画の点検を要することは認識している。整備済地域の住民にも理解を得なければ、今後の整備にあたって一貫性が確保できない事業となる。議会としても住民に対して、生活に密着する事業については、特に明快・明確に説明する責務もある。改めて提言書の提出を求めたい。
- ・委員長：提言すべきとの意見があった。委員会からの提言のため、委員全員の見解が一致している必要がある。提案する必要なしとの考え方の方がいれば、全員一致とはならないので承知おきいただきたい。これまでの議論で論点整理はできており、本日の質疑内容にも反映されていたと考える。2月の議会提案についても、本日の議論も踏まえて、再度検討していくとの答弁もあったが、提言するのであれば3つの論点からの提言が考えられるので、皆さんから論点ごとに意見をいただきたい。

1つ目の「関係する計画に基づき進めるものであること」という論点について、町からは「計画に基づき進めていること」、「地域協議の経過」などの答弁があったが、この部分で改めての提言が必要かどうか、お一人ずつ確認する。

- ・ 広瀬委員：論点3つをトータルとして議論すべきと考えるがいかがか？
- ・ 委員長：他に意見はないか？
- ・ 立川委員：広瀬委員の意見に賛同する。
- ・ 中田委員：今後の施設整備にあたり、明確な根拠を整理することの必要性、また、注視すべきことが論点整理できたことの有用性、双方の意見は理解できる。それを踏まえると提言書も必要と考える。
- ・ 寺町委員：提言書は賛成する。体裁は個別選択ではなく、3項目総合が是と考える。
- ・ 広瀬委員：私の意見は、提言書を出すことを促したのではなく、3項目トータルで是非を議論すべきということ。議会内で、地域集会施設に関する議論が活発になったことは一定の成果であり、町の答弁では、関連予算の提案時期を再考する意思も示された。また、議会の立場として、改めて振り返ると、地域の実情を確認する行為も必要だったかもしれない。これらのことを総合的に判断し、提言書の是非を判断すべきと考える。
- ・ 中村委員：今、この時が委員会として、住民の皆さんに調査活動の成果を明確にする手法とするなら、提言書を否定するものではない。
- ・ 委員長：2か月をかけて慎重に調査を進めてきた成果であり、事業へ反対するものではない。町のより良い事業にするために提言することとしたい。この点を踏まえて正副委員長により提言書案を作成する。異議ないか？
- ・ (異議なし)
- ・ 委員長：提言書案を副委員長から朗読願う。
- ・ 中田副委員長：地域集会施設の再整備に係る提言書。町は平成29年に「芽室町地域集会施設再整備計画」を策定し、順次再整備を進めている。これまでも地域と協議を行いながら再整備を進めていることは評価するところであり、地域協議を終えた施設から整備を進めることに異を唱えるものではない。

しかしながら、所管事務調査を実施し再整備について議論を深めるなかでの懸念、留意すべき点などで一致したことから、以下のとおり提言するものである。

1. 関係する計画に基づき進めるものであること。

地域集会施設の再整備については、「芽室町地域集会施設再整備計画」だけでなく、上位計画である総合計画、中期財政計画、芽室町公共施設等総合管理計画など関係する計画に基づいたものであると理解している。これら計画に記載があり、議会への答弁でも触れられている、住民ニーズの変化や財政状況への対応、施設総量（総床面積）の縮減、更新費用の圧縮、ライフサイクルコストの縮減などの視点は大切にすること。

2. 計画及びその解釈を変更する場合の根拠は明確にすること。

施設規模の算定方法、財政計画も踏まえた1施設当たりの費用の目安など、計画策定時からの考え方に變更等を必要とする場合には、町民の理解が得られるように根拠を示して説明すること。



3. 地域集会施設の再整備においては各地域のバランスを保つこと。

整備にあたっては、地域ごとの事情や特徴は踏まえつつも、大きな違いが生じないよう、また、生じる場合の理由については明確な根拠を整理し、住民や地域間で不公平感が生じないように共通の方針を進めること。以上。

- ・委員長：ただ今朗読した提言書案についてご意見はありますか。
- ・(意見なし)
- ・委員長：意見がないようですので、提言書案のとおり決定し、町長に手交したいと思います。異議ありませんか。
- ・(異議なし)
- ・委員長：決定する。調査事項「ウ」の自由討議を終了する。

### 3 その他

#### (1) 次回委員会の開催日程について

正副一任

#### (2) その他

- ・委員長：「その他」について委員からないか？ (なし)
- ・委員長：議長から「その他」でないか？
- ・議長：提言書の内容について、委員会としていっそう注視し調査を深めることを期待する。
- ・委員長：事務局からないか？ (なし)

以上をもって、総務経済常任委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	1名	議員	0名	合計	1名
------	-----	----	-------	----	----	----	----	----

令和4年2月4日

総務経済常任委員会委員長 鈴木健充